

美唄市立東小学校 『いじめ防止基本方針』

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

〔いじめの定義〕

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断については、いじめを受けた児童の側に立って行います。

〔学校の責務〕

私たち東小学校職員は、いじめがなく、すべての児童が安心して学校生活を過ごすことができるよう、学校全体で組織的に取り組みます。いじめが疑われる事態が生じた場合は、適切かつ迅速に対処するとともに、徹底した再発防止に努めます。

〔組織〕

いじめの防止等に関する措置を迅速かつ適正に行うため「東小学校いじめ防止等対策委員会」を組織します。本組織は、校長・教頭・生徒指導担当2名・養護教諭の他、必要に応じて当該学年の担任とスクールカウンセラーを加えて構成し、「生徒指導対策委員会」と称しています。

事案の緊急性・重大性・波及性に鑑み、民生委員・主任児童委員やスクールソーシャルワーカー、人権擁護委員、警察官、弁護士、医師の他、児童相談所、地方法務局等との連携のもとで対処に当たる場合もあります。

II いじめ防止等のための対策の基本となる事項

〔いじめの未然防止〕

- ◆いじめの未然防止及び早期発見のための計画を立て、計画的に実行します。
- ◆学級担任を中心に児童との信頼関係の構築に努め、どの児童にも居場所がある学級（学校）づくりを行います。
- ◆学校生活の大部分を占める学習活動において「主体的・対話的で深い学び」を積極的に行い、児童と児童、担任と児童との人間関係の醸成に努めます。
- ◆豊かな人間性の育成を目指し、「特別の教科 道徳」を核とした教育活動を進めるなど、道徳教育の充実を図ります。
- ◆児童会活動や学校行事など、自治的な活動に意欲的に取り組む過程を通して、自己有用感や支持的風土を高めるなど、特別支援教育の充実を図ります。
- ◆いじめに関する研修等を通じて教職員が課題と施策を共通理解し、児童の発達段階に応じた同一歩調の指導が取れるよう、生徒指導の充実を図ります。
- ◆日常的に児童の様子について職員間で情報交流し、未然防止に努めるとともに、児童が学級担任だけでなく、養護教諭や他の職員にも気軽に相談できるような環境づくりに取り組みます。

〔いじめの早期発見と対応〕

◆いじめへの対応

＊いじめは集団で行われることが多いことから、罪悪感が少ない傾向があります。対応に当たっては、事前に周りの児童からも詳しく事情を聴くなど、正確な事実の把握に努め、より具体的な指導を行います。

＊「東小学校いじめ防止基本方針」等をもとに対応に努めます。

＊いじめられている児童と、その保護者への対応

- ・「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示し、いじめられている児童の心の痛みや不安感等を共感的に理解するよう努め、全教職員で支えるとともに保護者の思いに耳を傾け、誠実な対応を徹底します。

＊いじめている児童と、その保護者への対応

- ・自分の言動が、相手にどれほど深刻な苦痛を与えたのかを理解させ、謝罪とともに再び繰り返さない気持ちを強くもつよう指導します。
- ・保護者とともに、今後の当該児童への指導の在り方を考え、人間関係の再構築を支援します。

＊周りの児童（観衆・傍観者）への対応

- ・もし、いじめを見たら、制止するか、職員に相談するよう働きかけていく。報告に来た児童には、その勇気と態度を称賛するとともに、状況に応じて秘密を厳守するなど配慮します。

◆インターネットやスマホ等によるいじめへの対応

＊ネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、個人情報の流出等のネットいじめにおける対応について、基本的にはいじめの早期対応と同様です。

＊美唄市教育委員会との連携の他、必要に応じて美唄警察署のネット犯罪担当者、道教委やネットパトロールの担当等に相談し、指導助言に基づいた対応を行います。

〔重大事態への対応〕

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合」を指します。重大事態が生じた場合は、次のように対応します。

◆重大事態への対応

＊いじめにより重大事態が発生したと「東小学校いじめ防止等対策委員会」が認めた場合、校長は直ちに美唄市教育委員会に報告するとともに、美唄警察署生活安全課に通報します。

＊その後、速やかに美唄市教育委員会と連携して調査委員会を設け、事実関係を明確にするための調査やいじめを受けた児童及び保護者への情報提供などの必要な措置を講じます。

